

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワークと
三鷹市とのパートナーシップ協定

1 パートナーシップ協定の目的

本パートナーシップ協定は、特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク（以下「市民協働ネットワーク」という。）による三鷹市市民協働センター（以下「協働センター」という。）の運営に関して、市民協働ネットワークと三鷹市（以下「市」という。）との間の関係や役割分担、相互協力の内容などを協働の精神に基づいて定めることを目的とします。

2 役割と責務

(1) 市民協働ネットワークの役割と責務

ア 自立した責任ある組織運営

市民協働ネットワークは、自立した活動主体として公平性・平等性・中立性を堅持することにより、社会的信頼性を高めるとともに責任ある組織運営を行います。

イ 市民の意見や要望を広く取り入れた運営

市民協働ネットワークは、ワークショップや利用者懇談会などを通じて幅広い市民の意見や要望を取り入れ、協働センターの運営に反映します。

ウ 積極的な情報公開

市民協働ネットワークは、その活動や運営状況などについて、市民に対して積極的に情報公開や情報提供を行います。

エ 運営協議会の設置と開かれた運営

市民協働ネットワークは、協働センターの事業を推進するため、運営協議会を設置します。運営協議会の構成メンバーは、固定化を避け、新しい人財が参加できる組織とします。

(2) 市の役割と責務

ア 市民協働ネットワークへの協力、支援

市は、市民協働ネットワークに対し、健全な運営と活発な事業展開を図るため、適切な協力及び助言を行うとともに、市民参加と協働のまちづくりに向けた事業に対して、毎年度予算の定めるところにより必要な支援を行います。

イ 情報の収集、提供

市は、市民協働ネットワークに対して、必要な情報の収集及び提供を行います。

ウ 活動場所の提供等

市は、市民協働ネットワークが行う自立的な活動に対して、必要な場の提供等を行います。

3 連絡調整会議の設置

市民協働ネットワークと市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、連絡調整会議を開催して協議します。

4 評価・検証

- (1) 市は、評価委員会を設置して協働センターの運営について評価・検証します。
- (2) 市民協働ネットワークと市は、評価結果を踏まえ、協働センターの運営に反映します。

5 パートナーシップの有効期限

本協定は、市民協働ネットワークと市との合意をもって発効し、平成24年3月31日を有効期限とします。

6 その他

本パートナーシップ協定に定めのない事項で、今後本パートナーシップ協定に基づく事業などを実施する上で必要と認められるものについては、市民協働ネットワークと市とが協議して定めるものとします。

平成20年12月26日

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク
代表理事



三鷹市
市長

